

合併処理浄化槽維持管理補助の創設

— 水環境保全と住民負担の軽減 —

～ 軽井沢の美しい自然環境を後世に ～





制度開始の背景と目的

(背景)

軽井沢町の「豊かな自然環境の保全」と「住民の負担軽減」のため、令和8年度から合併処理浄化槽維持管理補助制度として、「法定検査(浄化槽法第11条検査)費用」を負担します。

(目的)

- 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進
- 公共用水域の水質保全
- 住民の維持管理費の負担軽減

制度の概要

項目	内容
対象	町内の個人設置合併処理浄化槽(下水道区域内を除く) 法定検査結果が、「適正」「概ね適正」
補助対象	法定検査 (浄化槽法第11条検査)
予算額	5,000円/基 × 10,000基 = 50,000千円
開始	令和8年4月 (令和10年度終了時に事業評価実施)
補助方法	住民による申請手続き無し ※長野県指定検査機関「公益社団法人 長野県浄化槽協会」へ町が支払い

事業成果の評価

- 事業効果の検証

検査実施率45.5%（現状） から、年5%の続伸

※5%は、概ね1,000基相当の増加

- 3年間の成果により、事業制度の見直しを行う

※住民の皆さんの協力・意識向上に期待



事業の効果について

生活排水対策は地域の水環境を守るために重要です。

本制度により、合併処理浄化槽の適正管理を進め、

軽井沢町のきれいな水環境を次世代に引き継いでいきたいと考えています。

軽井沢町長 土屋 三千夫